

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

常滑市の人口は、平成17年2月の中部国際空港開港や、空港開港に合わせて実施してきた区画整理等により空港関連従業員等が転入し、10年以上続いていた人口減少から人口増加へとV字回復し、生産年齢人口の転入により、年少人口も増加したことで、全国と比較しても高齢化は進んでいない。

産業構造については、空港開港の影響により、域内のサービス業をはじめとする三次産業において活性化しているが、一次・二次産業においては、人手不足、後継者不足等の課題に直面している。

これらの課題は、中小企業においても同様に起きており、人手不足、後継者不足等が表面化し、従来から続く産業基盤が失われかねない状況となっている。

このような中、域内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題となっている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、生産性向上への意識を高めるとともに、先端設備等の導入が促進される機運をつくることで、今後も持続可能な経済発展を遂げられることを目指していく。

そのために、市内の労働生産性の向上を確認する数値として、中小企業等経営強化法第52条第1項の規定に基づく先端設備等導入計画の市内認定事業者数が5年間で70件（14件／年）以上となることを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

常滑市の産業は、温暖な気候に恵まれた農水産物が豊富な農漁業や、窯業・鉄鋼業をはじめとした製造業、また、中部国際空港の立地による運輸業など、多様な業種が常滑市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

常滑市の産業は、旧市街地エリア、りんくうエリアと広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

【対象業種】

常滑市の産業は、温暖な気候に恵まれた豊富な農水産物のある農漁業や、窯業をはじめとした製造業、また、中部国際空港の立地による運輸業など、多様な業種が常滑市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって本計画において対象とする業種は、全業種とする。

【対象事業】

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進など多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮

人員削減を主な目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 先端設備等導入計画の認定等に対する配慮

中小企業者の計画認定への予見可能性を高めるため、認定判断にあたっての客観的な基準を示すこととする。

(3) 中小企業者に対する施策の総合的推進

先端設備等導入を実施しようとする中小企業者に対し、当該中小企業の行う事業に関する経営方法または技術に関する助言、研修または情報提供、人材の育成または確保その他必要な施策を総合的に推進するよう努める。

(4) 計画の進捗状況についての調査

中小企業の先端設備等導入計画の進捗状況を定期的に把握し、中小企業者の行った自己評価の実施状況を把握するよう努める。

(5) 地域経済の発展に対する配慮

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。